

22 日本共産党県議団が提出した意見書・提言・決議(案)

2015年11月16日

「埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)」に対する意見・提言

本素案は、「基本的な考え方」(P15)によると「今後10年さらには50年後の人口の構造的な変化の見通しを」しめし、「今後5年間(2015年から2019年まで)で推進すべき取り組みについて」、体系化して示すものである。

現状での転入超過のもと、1.31という出生率が続いた場合、2060年の本県の人口は550万人台となるなどの見通しが示され、課題提起がなされている。

以下の提案を行うものである。

項目：基本目標1「県内における安定した雇用を創出する」

素案P21保育所受け入れ枠 110,152人(平成31年末)を「少なくとも13万人とする」

厚労省の「少子化社会対策白書」平成27年版調査によると、若者が結婚できない理由の第1は「低所得」であり、出産・子育てに感じる困難の第1は「経済的負担」第2位「仕事との両立」である。日本の若年層の低所得、子育てしづらい現状が、少子化を進行させている中心要因である。埼玉県としては、この問題の深刻さを正面から受け止め、対策を講ずるべきである。保育所受け入れ枠 110,152人という目標は、平成25年に比較して1万7千人分の枠をつくるというものである。27年度埼玉県の認可保育所を希望して入所できなかったのは6,200人強である。また埼玉県の対象児童の、保育所入所率は26%であるが、これを仮に30%にするなら、1万4,000人分を作る必要がある。合計すると2万人分以上の保育所受け入れ枠を拡大する必要がある。

重要業績評価指標「農業法人数 累計1,125法人」を「農業従事者数の維持」とする

地域産業振興の上で最大の問題点は農業の衰退である。さらにそれを加速するのがTPPによる関税撤廃である。おおむね合意を撤回するよう国に対して強く申し入れるべきである。また県内農業について、法人に限定せず農業をやりたい人すべてを視野に入れて支援する目標とする。

主な施策に次の2点を加える

- * 公契約条例を制定する
- * 住宅リフォーム助成制度を県として創設

誘致型の産業振興策が優先され、県内産業とくに中小企業の振興に対する目標が不十分である。県内中小企業を応援育成するために、適切な公共発注を行い、小規模事業者むけの仕事を作る。

項目：基本目標3「県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

重要業績評価指標に以下の を加える

県内の非正規雇用の割合を低減させる

県職員と県教職員の臨時的任用率を半減させる

ブラック企業、ブラックバイトをなくす

若年層の低所得の最大の要因である非正規雇用の正規化への取り組みが不十分である。きちんと給与を支払わないなど、若年層の低所得の原因でもあるブラック企業などを調査し、県として厳しく指導する。教育の場でも生徒たちに対応策を周知徹底する。

主な施策に を加える

「県の乳幼児医療費助成の対象年齢を拡大」

「給付型奨学金制度創設」

「幼稚園父母負担軽減金（一般）の復活」

厚労省の「少子化社会対策白書」平成27年版調査によると、若者が結婚できない理由の第1は「低所得」であり、出産・子育てに感じる困難の第1は「経済的負担」第2位「仕事との両立」である。日本の若年層の低所得、子育てしづらい現状が、少子化を進行させている中心要因である。埼玉県としては、子育ての経済的負担を改善するために、思い切った施策拡充や創設を行うべきである。

この問題と合わせて、民進・無所属・県民・共産党の3党派が合同で、閉会后議長に対し議会改革特別委員会設置の申し入れを行いました。

予算特別委員会の2017年2月定例会での審査には、金子正江県議、前原かつえ県議が参加します。

項目：基本目標4「時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守る」

基本指標「要介護認定率（75歳から79歳）の低減」を削除

重要業績評価「特別養護老人ホームの整備促進」39,799人を少なくとも5万人に修正する

特養39,799人分というのは、約1万人分を整備するという数にすぎない。27年度の特養待機者が約1万2千人であることから、高齢化の進展からも少なくとも2万人分は整備する必要がある。

介護基盤の整備が不十分な中で、要介護認定の低減目標が追求されると、無理やり認定を引き下げるなどの、介護からの無理やり卒業や介護難民が生み出されかねない。

以上

日共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

2015年12月14日

農業を壊滅させるTPP交渉からの撤退を求める意見書（案）

政府は10月5日、環太平洋連携協定（TPP）が「大筋合意」に達したと発表した。日本の関税撤廃率は9018品目の95%にもものぼり、まさに総自由化といえるものである。「聖域」としていたコメなどの農産物重要5品目でも約3割の関税が撤廃され、日本の譲歩ぶりが際立っている。今回の大筋合意の内容のまま協定が発効されれば、本県はじめ日本の農業が壊滅的打撃をこうむることは必至である。

埼玉県議会は昨年2月定例会で、国会決議を必ず遵守するとともに、国民への情報開示を徹底し、丁寧な説明により理解を得ることを国に求める意見書を採択した。しかしながら、TPP協議では、交渉過程をいっさい明らかにしないまま徹底した秘密交渉によって合意に至っており、きわめて遺憾である。

今回の「大筋合意」は、農業、医療・保険、食品安全、地域経済・雇用、知的財産権など国民の生活・営業に密接にかかわる分野で、日本の国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すものであり、到底容認できるものではない。

よって、国においては、ただちに大筋合意を破棄し、TPP交渉から撤退するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

少人数学級の推進を求める意見書（案）

2011年に義務教育標準法が改正され、学級編成基準の引き下げによって小学1年生の35人学級が実現された。同法の附則には、小学校2年生から中学校3年生まで学級編成基準を順次改定することを検討すると明記されたが、いまだ改定はおこなわれず、12年度から予算措置による小学2年生の35人学級の実施にとどまっている。

教育現場では、手厚いケアを必要とする子どもが増え、いじめや不登校、学級崩壊の増加など様々な教育困難が広がっている。また、新学習指導要領による授業時間数の増加や事務処理の増加による教職員の多忙化も深刻である。このような実態を踏まえ、本年6月には衆参両院の文部科学委員会で「教育現場の実態に即した教職員定数の充実に関する決議」が全会一致で採択された。さらに、11月には全国市長会が教職員の加配定数を含めた教職員定数の充実と財源の確保を求めて決議をあげている。

一方、財務省は財政制度等審議会の答申に基づき、少人数学級の効果を否定し、小学一年生も40人学級に戻すよう文科省に求めている。しかし、現場の実態からも少人数学級の効果を示す多くのデータからもきわめて乱暴な議論であり、40人学級への後退は到底認められない。一人ひとり子どもたちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、少人数学級の拡充が不可欠である。

よって、国においては、学級編成基準の改定をただちに実施し、少人数学級を推進するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

手話を言語として位置づける手話言語条例の制定を求める決議（案）

2006年に国連総会で採択された障害者権利条約では、第2条において「言語とは、音声言語および、手話そのほかの形態の非音声言語をいう」と定められ、手話が「言語」であることが明記された。日本は、2011年に障害者基本法の一部を改正し、手話が音声言語と対等であるということを法的に位置づけた。

しかし、改正障害者基本法は、手話言語に関係する権利を十分に保障するものではなく、聴覚障害者の基本的人権を保障する観点から、言語として手話を使える環境整備の推進を定める手話言語法の制定が必要である。とはいえ、法制定をまたずとも、各自治体が条例で手話を言語と位置づけ、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることはきわめて重要である。県内では、すでに制定した朝霞市に続き、この12月議会に富士見市と三芳町が手話言語条例案を議会に提出している。

全国で初めて条例制定した島根県では、手話通訳者の養成はもとより、タブレット型端末を利用した遠隔手話サービス、多彩な手話講座の開設、事業所が開催する手話学習会への支援など、耳の不自由な人が情報を収集し、発信しやすくするための総合的な取り組みが進められている。これらの取り組みが「手話は言語である」との理解を広め、聴覚障害者が家庭・学校・地域社会などあらゆる場面で手話によるコミュニケーションと情報提供を保障するうえで大きな役割を果たしている。

よって、本県議会は、県に対し手話を言語として位置づける手話言語条例を制定するよう強く求める。

以上、決議する。